独立行政法人通則法

平成 11 年法律第 103 号 最終改正 平成 25 年法律第 82 号

目次

第一章 総則

第一節 通則 (第一条—第十一条)

第二節 独立行政法人評価委員会(第十二条)

第三節 設立 (第十三条—第十七条)

第二章 役員及び職員(第十八条—第二十六条) 第三章 業務運営

第一節 業務 (第二十七条・第二十八条)

第二節 中期目標等(第二十九条一第三十五条) 第四章 財務及び会計(第三十六条—第五十条) 第五章 人事管理

第一節 特定独立行政法人(第五十一条—第六 十条)

第二節 特定独立行政法人以外の独立行政法人 (第六十一条—第六十三条)

第六章 雑則(第六十四条—第六十八条) 第七章 罰則(第六十九条—第七十二条) 附則

第一章 総則 第一節 通則

(目的等)

- 第一条 この法律は、独立行政法人の運営の基本その他の制度の基本となる共通の事項を定め、各独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定める法律(以下「個別法」という。)と相まって、独立行政法人制度の確立並びに独立行政法人が公共上の見地から行う事務及び事業の確実な実施を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。
- 2 各独立行政法人の組織、運営及び管理について は、個別法に定めるもののほか、この法律の定め るところによる。

(定義)

- 第二条 この法律において「独立行政法人」とは、 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。
- 2 この法律において「特定独立行政法人」とは、 独立行政法人のうち、その業務の停滞が国民生活 又は社会経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼ

すと認められるものその他当該独立行政法人の目的、業務の性質等を総合的に勘案して、その役員 及び職員に国家公務員の身分を与えることが必要 と認められるものとして個別法で定めるものをい う。

(業務の公共性、透明性及び自主性)

- 第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が 国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであること にかんがみ、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。
- 2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。
- 3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立 行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮 されなければならない。

(名称)

- 第四条 各独立行政法人の名称は、個別法で定める。 (目的)
- 第五条 各独立行政法人の目的は、第二条第一項の 目的の範囲内で、個別法で定める。

(法人格)

第六条 独立行政法人は、法人とする。 (事務所)

- 第七条 各独立行政法人は、主たる事務所を個別法 で定める地に置く。
- 2 独立行政法人は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(財産的基礎等)

- 第八条 独立行政法人は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない。
- 2 政府は、その業務を確実に実施させるために必要があると認めるときは、個別法で定めるところにより、各独立行政法人に出資することができる。
- 3 独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢 の変化その他の事由により、その保有する重要な 財産であって主務省令(当該独立行政法人を所管 する内閣府又は各省の内閣府令又は省令をいう。 ただし、原子力規制委員会が所管する独立行政法 人については、原子力規制委員会規則とする。以 下同じ。)で定めるものが将来にわたり業務を確実 に実施する上で必要がなくなったと認められる場 合には、第四十六条の二又は第四十六条の三の規 定により、当該財産(以下「不要財産」という。) を処分しなければならない。

(登記)

- 第九条 独立行政法人は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならない事項 は、登記の後でなければ、これをもって第三者に 対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十条 独立行政法人でない者は、その名称中に、 独立行政法人という文字を用いてはならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 の進用)

第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する 法律 (平成十八年法律第四十八号) 第四条 及び 第七十八条 の規定は、独立行政法人について準用 する。

第二節 独立行政法人評価委員会 (独立行政法人評価委員会)

- 第十二条 独立行政法人の主務省(当該独立行政法 人を所管する内閣府又は各省をいう。以下同じ。) に、その所管に係る独立行政法人に関する事務を 処理させるため、独立行政法人評価委員会(以下 「評価委員会」という。)を置く。
- 2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 独立行政法人の業務の実績に関する評価に 関すること。
 - 二 その他この法律又は個別法によりその権限 に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織、 所掌事務及び委員その他の職員その他評価委員会 に関し必要な事項については、政令で定める。

第三節 設立

(設立の手続)

第十三条 各独立行政法人の設立に関する手続につ いては、個別法に特別の定めがある場合を除くほ か、この節の定めるところによる。

(法人の長及び監事となるべき者)

- 第十四条 主務大臣は、独立行政法人の長(以下「法 人の長」という。)となるべき者及び監事となるべ き者を指名する。
- 2 前項の規定により指名された法人の長又は監事 となるべき者は、独立行政法人の成立の時におい て、この法律の規定により、それぞれ法人の長又 は監事に任命されたものとする。
- 3 第二十条第一項の規定は、第一項の法人の長と なるべき者の指名について準用する。

(設立委員)

- 第十五条 主務大臣は、設立委員を命じて、独立行 政法人の設立に関する事務を処理させる。
- 2 設立委員は、独立行政法人の設立の準備を完了 したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け 出るとともに、その事務を前条第一項の規定によ り指名された法人の長となるべき者に引き継がな ければならない。

(設立の登記)

第十六条 第十四条第一項の規定により指名された 法人の長となるべき者は、前条第二項の規定によ る事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令 で定めるところにより、設立の登記をしなければ ならない。

第十七条 独立行政法人は、設立の登記をすること によって成立する。

第二章 役員及び職員

(役員)

- 第十八条 各独立行政法人に、個別法で定めるとこ ろにより、役員として、法人の長一人及び監事を
- 2 各独立行政法人には、前項に規定する役員のほ か、個別法で定めるところにより、他の役員を置 くことができる。
- 各独立行政法人の法人の長の名称、前項に規定 する役員の名称及び定数並びに監事の定数は、個 別法で定める。

(役員の職務及び権限)

- 第十九条 法人の長は、独立行政法人を代表し、そ の業務を総理する。
- 2 個別法で定める役員(法人の長を除く。)は、法 人の長の定めるところにより、法人の長に事故が あるときはその職務を代理し、法人の長が欠員の ときはその職務を行う。
- 3 前条第二項の規定により置かれる役員の職務及 び権限は、個別法で定める。
- 4 監事は、独立行政法人の業務を監査する。
- 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認 めるときは、法人の長又は主務大臣に意見を提出 することができる。

(役員の任命)

- 第二十条 法人の長は、次に掲げる者のうちから、 主務大臣が任命する。
 - 当該独立行政法人が行う事務及び事業に関 して高度な知識及び経験を有する者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該独立行政法人が 行う事務及び事業を適正かつ効率的に運営す ることができる者
- 2 監事は、主務大臣が任命する。
- 3 第十八条第二項の規定により置かれる役員は、 第一項各号に掲げる者のうちから、法人の長が任 命する。
- 4 法人の長は、前項の規定により役員を任命した ときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、 これを公表しなければならない。

(役員の任期)

- 第二十一条 役員の任期は、個別法で定める。ただ し、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とす
- 2 役員は、再任されることができる。

(役員の欠格条項)

- 第二十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤 の者を除く。) は、役員となることができない。 (役員の解任)
- 第二十三条 主務大臣又は法人の長は、それぞれそ の任命に係る役員が前条の規定により役員となる

- ことができない者に該当するに至ったときは、その役員を解任しなければならない。
- 2 主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に 係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他 役員たるに適しないと認めるときは、その役員を 解任することができる。
 - 一 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと 認められるとき。
 - 二職務上の義務違反があるとき。
- 3 前項に規定するもののほか、主務大臣又は法人の長は、それぞれその任命に係る役員(監事を除く。)の職務の執行が適当でないため当該独立行政法人の業務の実績が悪化した場合であって、その役員に引き続き当該職務を行わせることが適切でないと認めるときは、その役員を解任することができる。
- 4 法人の長は、前二項の規定によりその任命に係る役員を解任したときは、遅滞なく、主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならない。

(代表権の制限)

第二十四条 独立行政法人と法人の長その他の代表 権を有する役員との利益が相反する事項について は、これらの者は、代表権を有しない。この場合 には、監事が当該独立行政法人を代表する。

(代理人の選任)

第二十五条 法人の長その他の代表権を有する役員 は、当該独立行政法人の代表権を有しない役員又 は職員のうちから、当該独立行政法人の業務の一 部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権 限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十六条 独立行政法人の職員は、法人の長が任 命する。

第三章 業務運営 第一節 業務

(業務の範囲)

第二十七条 各独立行政法人の業務の範囲は、個別 法で定める。

(業務方法書)

- 第二十八条 独立行政法人は、業務開始の際、業務 方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければ ならない。これを変更しようとするときも、同様 とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省 令で定める。
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするとき は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなけれ ばならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、 遅滞なく、その業務方法書を公表しなければなら ない。

第二節 中期目標等

(中期目標)

- 第二十九条 主務大臣は、三年以上五年以下の期間 において独立行政法人が達成すべき業務運営に関 する目標(以下「中期目標」という。)を定め、こ れを当該独立行政法人に指示するとともに、公表 しなければならない。これを変更したときも、同 様とする。
- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について 定めるものとする。
 - 一 中期目標の期間(前項の期間の範囲内で主務 大臣が定める期間をいう。以下同じ。)
 - 二 業務運営の効率化に関する事項
 - 三 国民に対して提供するサービスその他の業 務の質の向上に関する事項
 - 四 財務内容の改善に関する事項
 - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 主務大臣は、中期目標を定め、又はこれを変更 しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の 意見を聴かなければならない。

(中期計画)

- 第三十条 独立行政法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画(以下「中期計画」という。)を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2 中期計画においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
 - 一業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - 二 国民に対して提供するサービスその他の業 務の質の向上に関する目標を達成するためと るべき措置
 - 三 予算 (人件費の見積りを含む。)、収支計画及 び資金計画
 - 四 短期借入金の限度額
 - 四の二 不要財産又は不要財産となることが見 込まれる財産がある場合には、当該財産の処分 に関する計画
 - 五 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲 渡し、又は担保に供しようとするときは、その 計画

六 剰余金の使途

- 七 その他主務省令で定める業務運営に関する 事項
- 3 主務大臣は、第一項の認可をしようとするとき は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなけれ ばならない。
- 4 主務大臣は、第一項の認可をした中期計画が前 条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適 正かつ確実な実施上不適当となったと認めるとき は、その中期計画を変更すべきことを命ずること ができる。

5 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、 遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

(年度計画)

- 第三十一条 独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、主務省令で定めるところにより、その事業年度の業務運営に関する計画(次項において「年度計画」という。)を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 独立行政法人の最初の事業年度の年度計画については、前項中「毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた」とあるのは、「その成立後最初の中期計画について前条第一項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

(各事業年度に係る業務の実績に関する評価)

- 第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めると ころにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。
- 2 前項の評価は、当該事業年度における中期計画 の実施状況の調査をし、及び分析をし、並びにこ れらの調査及び分析の結果を考慮して当該事業年 度における業務の実績の全体について総合的な評 定をして、行わなければならない。
- 3 評価委員会は、第一項の評価を行ったときは、 遅滞なく、当該独立行政法人及び政令で定める審 議会(以下「審議会」という。)に対して、その評 価の結果を通知しなければならない。この場合に おいて、評価委員会は、必要があると認めるとき は、当該独立行政法人に対し、業務運営の改善そ の他の勧告をすることができる。
- 4 評価委員会は、前項の規定による通知を行った ときは、遅滞なく、その通知に係る事項(同項後 段の規定による勧告をした場合にあっては、その 通知に係る事項及びその勧告の内容)を公表しな ければならない。
- 5 審議会は、第三項の規定により通知された評価 の結果について、必要があると認めるときは、当 該評価委員会に対し、意見を述べることができる。 (中期目標に係る事業報告書)
- 第三十三条 独立行政法人は、中期目標の期間の終 了後三月以内に、主務省令で定めるところにより、 当該中期目標に係る事業報告書を主務大臣に提出 するとともに、これを公表しなければならない。 (中期目標に係る業務の実績に関する評価)
- 第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めると ころにより、中期目標の期間における業務の実績 について、評価委員会の評価を受けなければなら ない。
- 2 前項の評価は、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査をし、及び分析をし、並びにこれらの調査及び分析の結果を考慮して当該中期目標の期間における業務の実績の全体につい

て総合的な評定をして、行わなければならない。

3 第三十二条第三項から第五項までの規定は、第 一項の評価について準用する。

(中期目標の期間の終了時の検討)

- 第三十五条 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うに当 たっては、評価委員会の意見を聴かなければなら ない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終 了時において、当該独立行政法人の主要な事務及 び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することが できる。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

- 第三十六条 独立行政法人の事業年度は、毎年四月 一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。
- 2 独立行政法人の最初の事業年度は、前項の規定 にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年の三 月三十一日(一月一日から三月三十一日までの間 に成立した独立行政法人にあっては、その年の三 月三十一日)に終わるものとする。

(企業会計原則)

第三十七条 独立行政法人の会計は、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(財務諸表等)

- 第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を 主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度 の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算 報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に 関する監事の意見(次条の規定により会計監査人 の監査を受けなければならない独立行政法人にあ っては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。) を付けなければならない。
- 3 主務大臣は、第一項の規定により財務諸表を承認しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣 の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官 報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業 報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書 面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める 期間、一般の閲覧に供しなければならない。

(会計監査人の監査)

第三十九条 独立行政法人(その資本の額その他の 経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行 政法人を除く。)は、財務諸表、事業報告書(会計 に関する部分に限る。)及び決算報告書について、 監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなけ ればならない。

(会計監査人の選任)

- 第四十条 会計監査人は、主務大臣が選任する。 (会計監査人の資格)
- 第四十一条 会計監査人は、公認会計士(公認会計 士法(昭和二十三年法律第百三号)第十六条の二 第五項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監 査法人でなければならない。
- 2 公認会計士法 の規定により、財務諸表について 監査をすることができない者は、会計監査人とな ることができない。

(会計監査人の任期)

第四十二条 会計監査人の任期は、その選任の日以 後最初に終了する事業年度の財務諸表についての 主務大臣の第三十八条第一項の承認の時までとす る。

(会計監査人の解任)

- 第四十三条 主務大臣は、会計監査人が次の各号の 一に該当するときは、その会計監査人を解任する ことができる。
 - 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - 二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。
 - 三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、 又はこれに堪えないとき。

(利益及び損失の処理)

- 第四十四条 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の使途に充てる場合は、この限りでない。
- 2 独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金 を減額して整理し、なお不足があるときは、その 不足額は、繰越欠損金として整理しなければなら ない。
- 3 独立行政法人は、第一項に規定する残余がある ときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額 の全部又は一部を第三十条第一項の認可を受けた 中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受 けたときは、その変更後のもの。以下単に「中期 計画」という。)の同条第二項第六号の剰余金の使 途に充てることができる。
- 4 主務大臣は、前項の規定による承認をしようと するときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴 かなければならない。

5 第一項の規定による積立金の処分については、 個別法で定める。

(借入金等)

- 第四十五条 独立行政法人は、中期計画の第三十条 第二項第四号の短期借入金の限度額の範囲内で、 短期借入金をすることができる。ただし、やむを 得ない事由があるものとして主務大臣の認可を受 けた場合は、当該限度額を超えて短期借入金をす ることができる。
- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度 内に償還しなければならない。ただし、資金の不 足のため償還することができないときは、その償 還することができない金額に限り、主務大臣の認 可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入 金は、一年以内に償還しなければならない。
- 4 主務大臣は、第一項ただし書又は第二項ただし 書の規定による認可をしようとするときは、あら かじめ、評価委員会の意見を聴かなければならな い。
- 5 独立行政法人は、個別法に別段の定めがある場合を除くほか、長期借入金及び債券発行をすることができない。

(財源措置)

第四十六条 政府は、予算の範囲内において、独立 行政法人に対し、その業務の財源に充てるために 必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付 することができる。

(不要財産に係る国庫納付等)

- 第四十六条の二 独立行政法人は、不要財産であって、政府からの出資又は支出(金銭の出資に該当するものを除く。)に係るもの(以下この条において「政府出資等に係る不要財産」という。)については、遅滞なく、主務大臣の認可を受けて、これを国庫に納付するものとする。ただし、中期計画において第三十条第二項第四号の二の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該政府出資等に係る不要財産を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受けることを要しない。
- 2 独立行政法人は、前項の規定による政府出資等 に係る不要財産(金銭を除く。以下この項及び次 項において同じ。)の国庫への納付に代えて、主務 大臣の認可を受けて、政府出資等に係る不要財産 を譲渡し、これにより生じた収入の額(当該財産 の帳簿価額を超える額(次項において「簿価超過 額」という。)がある場合には、その額を除く。) の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した 金額を国庫に納付することができる。ただし、中 期計画において第三十条第二項第四号の二の計画 を定めた場合であって、その計画に従って当該金 額を国庫に納付するときは、主務大臣の認可を受 けることを要しない。
- 3 独立行政法人は、前項の場合において、政府出 資等に係る不要財産の譲渡により生じた簿価超過

- 額があるときは、遅滞なく、これを国庫に納付するものとする。ただし、その全部又は一部の金額について国庫に納付しないことについて主務大臣の認可を受けた場合における当該認可を受けた金額については、この限りでない。
- 4 独立行政法人が第一項又は第二項の規定による 国庫への納付をした場合において、当該納付に係 る政府出資等に係る不要財産が政府からの出資に 係るものであるときは、当該独立行政法人の資本 金のうち当該納付に係る政府出資等に係る不要財 産に係る部分として主務大臣が定める金額につい ては、当該独立行政法人に対する政府からの出資 はなかったものとし、当該独立行政法人は、その 額により資本金を減少するものとする。
- 5 主務大臣は、第一項、第二項又は第三項ただし 書の規定による認可をしようとするときは、あら かじめ、評価委員会の意見を聴かなければならな い。
- 6 前各項に定めるもののほか、政府出資等に係る 不要財産の処分に関し必要な事項は、政令で定め る

(不要財産に係る民間等出資の払戻し)

- 第四十六条の三 独立行政法人は、不要財産であって、政府以外の者からの出資に係る不要財産である。)については、主務大臣の認可を受けては、主務大臣の認可を受けては、主務大臣の認可を受けるという。)については、主務大臣の認可を受けるという。)については、主務大臣の認可を受けることを要しない。

 第四条においては、主務大臣の認可を対しては、当該に係るのにののでは、当該のという。)については、主務者のに係るのにの認可をでいる。という。というのでは、主にのいるというのでは、これではないできるにはないできるには、主務大臣の認可を受けることを要しない。
- 2 出資者は、独立行政法人に対し、前項の規定に よる催告を受けた日から起算して一月を経過する 日までの間に限り、同項の払戻しの請求をするこ とができる。
- 3 独立行政法人は、前項の規定による請求があったときは、遅滞なく、当該請求に係る民間等出資に係る不要財産又は当該請求に係る民間等出資に係る不要財産(金銭を除く。)の譲渡により生じた収入の額(当該財産の帳簿価額を超える額がある場合には、その額を除く。)の範囲内で主務大臣が定める基準により算定した金額により、同項の規定により払戻しを請求された持分(当該算定した金額が当該持分の額に満たない場合にあっては、当該持分のうち主務大臣が定める額の持分)を、当該請求をした出資者に払い戻すものとする。
- 4 独立行政法人が前項の規定による払戻しをした ときは、当該独立行政法人の資本金のうち当該払 戻しをした持分の額については、当該独立行政法

- 人に対する出資者からの出資はなかったものとし、 当該独立行政法人は、その額により資本金を減少 するものと する。
- 5 出資者が第二項の規定による払戻しの請求をしなかったとき又は同項の規定による民間等出資に係る不要財産に係る持分の一部の払戻しの請求をしたときは、独立行政法人は、払戻しの請求がされなかった持分については、払戻しをしないものとする。
- 6 主務大臣は、第一項の規定による認可をしよう とするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を 聴かなければならない。

(余裕金の運用)

- 第四十七条 独立行政法人は、次の方法による場合 を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない
- 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。) その他主務大臣の指定する有価証券の取得
- 二 銀行その他主務大臣の指定する金融機関への預 金
- 三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託

(財産の処分等の制限)

- 第四十八条 独立行政法人は、不要財産以外の重要な財産であって主務省令で定めるものを譲渡し、 又は担保に供しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。ただし、中期計画において第三十条第二項第五号の計画を定めた場合であって、その計画に従って当該重要な財産を譲渡し、又は担保に供するときは、この限りでない。
- 2 主務大臣は、前項の規定による認可をしようと するときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴 かなければならない。

(会計規程)

第四十九条 独立行政法人は、業務開始の際、会計 に関する事項について規程を定め、これを主務大 臣に届け出なければならない。これを変更したと きも、同様とする。

(主務省令への委任)

第五十条 この法律及びこれに基づく政令に規定するもののほか、独立行政法人の財務及び会計に関 し必要な事項は、主務省令で定める。

> 第五章 人事管理 第一節 特定独立行政法人

(役員及び職員の身分)

第五十一条 特定独立行政法人の役員及び職員は、 国家公務員とする。

(役員の報酬等)

第五十二条 特定独立行政法人の役員に対する報酬 及び退職手当(以下「報酬等」という。)は、その 役員の業績が考慮されるものでなければならない。

- 2 特定独立行政法人は、その役員に対する報酬等の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の報酬等の支給の基準は、国家公務員の給与、民間企業の役員の報酬等、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(評価委員会の意見の申出)

- 第五十三条 主務大臣は、前条第二項の規定による 届出があったときは、その届出に係る報酬等の支 給の基準を評価委員会に通知するものとする。
- 2 評価委員会は、前項の規定による通知を受けた ときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社 会一般の情勢に適合したものであるかどうかにつ いて、主務大臣に対し、意見を申し出ることがで きる。

(役員の服務)

- 第五十四条 特定独立行政法人の役員(以下この条から第五十六条まで及び第六十九条において単に「役員」という。)は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 2 前項の規定は、次条第一項において準用する国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)第十八条の四及び次条第六項の規定により権限の委任を受けた再就職等監視委員会で扱われる調査の際に求められる情報に関しては、適用しない。
- 3 役員は、前項の調査に際して再就職等監視委員 会から陳述し、又は証言することを求められた場 合には、正当な理由がないのにこれを拒んではな らない。
- 4 役員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 5 役員(非常勤の者を除く。次条において同じ。) は、在任中、任命権者の承認のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業 を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を 行ってはならない。

(役員の退職管理)

第五十四条の二 国家公務員法第十八条の二第一項、第十八条の三第一項、第十八条の四、第十八条の五第一項、第十八条の六、第百六条の二(第二項第三号を除く。)、第百六条の三、第百六条の四及び第百六条の十六から第百六条の二十七までの規定(これらの規定に係る罰則を含む。)、同法第百九条(第十四号から第十八号までに係る部分に限る。)並びに第百十二条の規定は、役員又は役員であった者について準用する。この場合において、同法第十八条の二第一項中「標準職務遂行能力及び採用昇任等基本方針に関する事務並びに

職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事 管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行 するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握 した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同 じ。)、能率、厚生、服務、退職管理等に関する事 務(第三条第二項の規定により人事院の所掌に属 するものを除く。)」とあるのは「役員の退職管理 に関する事務」と、同法第十八条の三第一項 及び 第百六条の十六 中「第百六条の二 から第百六条 の四 まで」とあるのは「独立行政法人通則法第五 十四条の二第一項において準用する第百六条の二 から第百六条の四まで」と、同法第百六条の二第 二項及び第四項、第百六条の三第二項並びに第百 六条の四第二項中「前項」とあるのは「独立行政 法人通則法第五十四条の二第一項において準用す る前項」と、同法第百六条の二第二項第二号及び 第四項、第百六条の三第二項第一号、第百六条の 四第一項並びに第百六条の二十三第一項中「退職 手当通算予定職員」とあるのは「退職手当通算予 定役員」と、同法第百六条の二第二項第二号中「独 立行政法人通則法第五十四条の二第一項において 読み替えて準用する第四項に規定する退職手当通 算予定役員を同条第一項において準用する次項」 とあるのは「第四項に規定する退職手当通算予定 職員を次項」と、同条第三項及び同法第百六条の 二十四第二項中「前項第二号」とあるのは「独立 行政法人通則法第五十四条の二第一項において準 用する前項第二号」と、同法第百六条の二第四項 中「第二項第二号」とあるのは「独立行政法人通 則法第五十四条の二第一項において準用する第二 項第二号」と、「選考による採用」とあるのは「任 命」と、同法第百六条の三第二項第一号中「前条 第四項」とあるのは「独立行政法人通則法第五十 四条の二第一項において準用する前条第四項」と、 同法第百六条の四第三項中「前二項」とあるのは 「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項にお いて準用する前二項」と、同条第四項中「前三項」 とあるのは「独立行政法人通則法第五十四条の二 第一項において準用する前三項」と、同条第五項 中「前各項」とあるのは「独立行政法人通則法第 五十四条の二第一項において準用する前各項」と、 同法第百六条の二十二中「第百六条の五」とある のは「独立行政法人通則法第五十四条の二第一項 において準用する第百六条の十六」と、同法第百 六条の二十三第三項中「当該届出を行つた職員が 管理又は監督の地位にある職員の官職として政令 で定めるものに就いている職員(以下「管理職職 員」という。)である場合には、速やかに」とある のは「速やかに」と、同法第百六条の二十四中「前 条第一項」とあるのは「独立行政法人通則法第五 十四条の二第一項において準用する前条第一項」 と、同法第百九条第十八号中「第十四号から前号 までに掲げる再就職者から要求又は依頼(独立行 政法人通則法第五十四条の二第一項において準用

- 2 内閣総理大臣は、前項において準用する国家公務員法第十八条の三第一項 の調査に関し必要があるときは、証人を喚問し、又は調査すべき事項に関係があると認められる書類若しくはその写しの提出を求めることができる。
- 3 内閣総理大臣は、第一項において準用する国家 公務員法第十八条の三第一項 の調査に関し必要 があると認めるときは、当該調査の対象である役 員若しくは役員であった者に出頭を求めて質問し、 又は当該役員の勤務する場所(役員として勤務し ていた場所を含む。)に立ち入り、帳簿、書類その 他の必要な物件を検査し、若しくは関係人に質問 することができる。
- 4 前項の規定により立入検査をする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。
- 5 第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。
- 6 内閣総理大臣は、第二項及び第三項の規定によ る権限を再就職等監視委員会に委任する。 (役員の災害補償)
- 第五十五条 役員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による 災害を受けた役員に対する福祉事業については、 特定独立行政法人の職員の例による。

(役員に係る労働者災害補償保険法の適用除外) 第五十六条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年 法律第五十号)の規定は、役員には適用しない。 (職員の給与)

- 第五十七条 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能率が考慮されるものでなければならない。
- 2 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の 基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、 公表しなければならない。これを変更したときも、 同様とする。
- 3 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給 与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)

の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人件費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。

(職員の勤務時間等)

- 第五十八条 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇 等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の適 用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を 考慮したものでなければならない。

(職員に係る他の法律の適用除外等)

- 第五十九条 次に掲げる法律の規定は、特定独立行 政法人の職員(以下この条において単に「職員」 という。)には適用しない。
 - 一 労働者災害補償保険法 の規定
 - 二 国家公務員法第十八条、第二十八条(第一項 前段を除く。)、第六十二条から第七十条まで、 第七十条の三第二項及び第七十条の四第二項、 第七十五条第二項並びに第百六条の規定
 - 三 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和 二十四年法律第二百号)の規定
 - 四 一般職の職員の給与に関する法律の規定 五 削除
 - 六 国家公務員の育児休業等に関する法律(平成 三年法律第百九号)第五条第二項、第八条、第 九条、第十六条から第十九条まで及び第二十四 条から第二十六条までの規定
 - 七 一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法 律の規定
 - 八 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例 に関する法律(平成十二年法律第百二十五号) 第七条 から第九条 までの規定
 - 九 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律 (平成十九年法律第四十五号)第五条第二項 及び第七条 の規定
 - 十 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律 (平成二十五年法律第七十八号)第五条第二項 及び第八条 の規定
- 2 職員に関する国家公務員法の適用については、 同法第二条第六項中「政府」とあるのは「独立行 政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行 政法人(以下「特定独立行政法人」という。)」と、 同条第七項中「政府又はその機関」とあるのは「特 定独立行政法人」と、同法第三十四条第一項第五 号中「内閣総理大臣」とあるのは「特定独立行政 法人」と、同条第二項中「政令で定める」とある のは「特定独立行政法人が定めて公表する」と、 同法第六十条第一項中「場合には、人事院の承認 を得て」とあるのは「場合には」と、「により人事

院の承認を得て」とあるのは「により」と、同法 第七十条の三第一項中「その所轄庁の長」とある のは「当該職員の勤務する特定独立行政法人の長」 と、同法第七十条の四第一項中「所轄庁の長」と あるのは「職員の勤務する特定独立行政法人の長」 と、同法第七十八条第四号中「官制」とあるのは 「組織」と、同法第八十条第四項中「給与に関す る法律」とあるのは「独立行政法人通則法第五十 七条第二項に規定する給与の支給の基準」と、同 法第八十一条の二第二項各号中「人事院規則で」 とあるのは「特定独立行政法人の長が」と、同法 第八十一条の三第二項中「ときは、人事院の承認 を得て」とあるのは「ときは」と、同法第百条第 二項中「、所轄庁の長」とあるのは「、当該職員 の勤務する特定独立行政法人の長」と、「の所轄庁 の長」とあるのは「の属する特定独立行政法人の 長」と、同法第百一条第一項中「政府」とあるの は「当該職員の勤務する特定独立行政法人」と、 同条第二項中「官庁」とあるのは「特定独立行政 法人」と、同法第百三条第二項中「所轄庁の長」 とあるのは「当該職員の勤務する特定独立行政法 人の長」と、同法第百四条中「内閣総理大臣及び その職員の所轄庁の長」とあるのは「当該職員の 勤務する特定独立行政法人の長」とする。

- 3 職員に関する国際機関等に派遣される一般職の 国家公務員の処遇等に関する法律(昭和四十五年 法律第百十七号)第五条 及び第六条第三項 の規 定の適用については、同法第五条第一項 中「俸給、 扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整 手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百 以内」とあるのは「給与」と、同条第二項 中「人 事院規則(派遣職員が検察官の俸給等に関する受け る職員である場合にあつては、同法第三条第一項 に規定する準則)」とあるのは「独立行政法人通則 法第五十七条第二項に規定する給与の支給の 地 に規立行政法人通則法第二条第二項に規定する特 定独立行政法人は」とする。

- るのは「当該休暇」と、同法第十二条第一項中「次 の各号に掲げるいずれかの勤務の形態(勤務時間 法第七条第一項の規定の適用を受ける職員にあっ ては、第五号に掲げる勤務の形態)」とあるのは「五 分の一勤務時間(当該職員の一週間当たりの通常 の勤務時間(以下この項において「週間勤務時間」 という。)に五分の一を乗じて得た時間に端数処理 (五分を最小の単位とし、これに満たない端数を 切り上げることをいう。以下この項において同 じ。)を行って得た時間をいう。第十五条において 同じ。)に二を乗じて得た時間に十分の一勤務時間 (週間勤務時間に十分の一を乗じて得た時間に端 数処理を行って得た時間をいう。同条において同 じ。)を加えた時間から八分の一勤務時間(週間勤 務時間に八分の一を乗じて得た時間に端数処理を 行って得た時間をいう。)に五を乗じて得た時間ま での範囲内の時間となるように独立行政法人通則 法第二条第二項に規定する特定独立行政法人の長 が定める勤務の形態」と、同法第十五条中「十九 時間二十五分から十九時間三十五分」とあるのは 「五分の一勤務時間に二を乗じて得た時間に十分 の一勤務時間を加えた時間から十分の一勤務時間 に五を乗じて得た時間」と、同法第二十二条中「第 十五条から前条まで」とあるのは「第十五条及び 前二条」とする。
- 職員に関する労働基準法(昭和二十二年法律第 四十九号) 第十二条第三項第四号及び第三十九条 第八項の規定の適用については、同法第十二条第 三項第四号 中「育児休業、介護休業等育児又は家 族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三 年法律第七十六号) 第二条第一号 | とあるのは「国 家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法 律第百九号) 第三条第一項」と、「同条第二号」と あるのは「育児休業、介護休業等育児又は家族介 護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法 律第七十六号) 第二条第二号」と、同法第三十九 条第八項 中「育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律第二条第一 号 」とあるのは「国家公務員の育児休業等に関す る法律第三条第一項」と、「同条第二号」とあるの は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行 う労働者の福祉に関する法律第二条第二号」とす
- 6 職員に関する船員法(昭和二十二年法律第百号) 第七十四条第四項の規定の適用については、同項 中「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行 う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七 十六号)第二条第一号」とあるのは「国家公務員 の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九 号)第三条第一項」と、「同条第二号」とあるのは 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う 労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十 六号)第二条第二号」とする。

(国会への報告等)

- 第六十条 特定独立行政法人は、政令で定めるところにより、毎事業年度、常時勤務に服することを要するその職員(国家公務員法第七十九条又は第八十二条の規定による休職又は停職の処分を受けた者、法令の規定により職務に専念する義務を免除された者その他の常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるものを含む。次項において「常勤職員」という。)の数を主務大臣に報告しなければならない。
- 2 政府は、毎年、国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数を報告しなければならない。
- 3 特定独立行政法人は、国家公務員法第三章第八節 及び第四章(第五十四条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定を施行するために必要な事項として内閣総理大臣が定める事項を、内閣総理大臣が定める日までに、内閣総理大臣に届け出なければならない。

第二節 特定独立行政法人以外の独立行

政法人

(役員の兼職禁止)

第六十一条 特定独立行政法人以外の独立行政法人 の役員(非常勤の者を除く。)は、在任中、任命権 者の承認のある場合を除くほか、営利を目的とす る団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事し てはならない。

(準用)

第六十二条 第五十二条及び第五十三条の規定は、 特定独立行政法人以外の独立行政法人の役員の報 酬等について準用する。この場合において、第五 十二条第三項中「実績及び中期計画の第三十条第 二項第三号の人件費の見積り」とあるのは、「実績」 と読み替えるものとする。

(職員の給与等)

- 第六十三条 特定独立行政法人以外の独立行政法人 の職員の給与は、その職員の勤務成績が考慮され るものでなければならない。
- 2 特定独立行政法人以外の独立行政法人は、その 職員の給与及び退職手当の支給の基準を定め、こ れを主務大臣に届け出るとともに、公表しなけれ ばならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 前項の給与及び退職手当の支給の基準は、当該 独立行政法人の業務の実績を考慮し、かつ、社会 一般の情勢に適合したものとなるように定められ なければならない。

第六章 雑則

(報告及び検査)

第六十四条 主務大臣は、この法律を施行するため 必要があると認めるときは、独立行政法人に対し、 その業務並びに資産及び債務の状況に関し報告を させ、又はその職員に、独立行政法人の事務所に 立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他 の必要な物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により職員が立入検査をする場合に は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこ れを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 (違法行為等の是正)
- 第六十五条 主務大臣は、独立行政法人又はその役員若しくは職員の行為がこの法律、個別法若しくは他の法令に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、当該独立行政法人に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを求めることができる。
- 2 独立行政法人は、前項の規定による主務大臣の 求めがあったときは、速やかに当該行為の是正そ の他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該 措置の内容を主務大臣に報告しなければならない。 (解散)
- 第六十六条 独立行政法人の解散については、別に 法律で定める。

(財務大臣との協議)

- 第六十七条 主務大臣は、次の場合には、財務大臣 に協議しなければならない。
 - 一 第二十九条第一項の規定により中期目標を 定め、又は変更しようとするとき。
 - 二 第三十条第一項、第四十五条第一項ただし書 若しくは第二項ただし書又は第四十八条第一 項の規定による認可をしようとするとき。
 - 三 第四十四条第三項の規定による承認をしよ うとするとき。
 - 三の二 第四十六条の二第一項、第二項若しくは 第三項ただし書又は第四十六条の三第一項の 規定による認可をしようとするとき。
- 四 第四十七条第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣、主務省及 び主務省令は、個別法で定める。

第七章 罰則

- 第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。 次の各号に規定する行為を企て、命じ、故意にこ れを容認し、唆し、又はその幇助をした者も、同 様とする。
 - 一 正当な理由がないのに第五十四条第三項の 規定に違反して陳述し、又は証言することを拒 んだ者
 - 二 第五十四条の二第二項の規定により証人と して喚問を受け虚偽の陳述をした者
 - 三 第五十四条の二第二項の規定により証人と して喚問を受け正当な理由がないのにこれに 応じず、又は同項の規定により書類若しくはそ の写しの提出を求められ正当な理由がないの にこれに応じなかった者

- 四 第五十四条の二第二項の規定により書類又はそ の写しの提出を求められ、虚偽の事項を記載した 書類又は写しを提出した者
- 五 第五十四条の二第三項の規定による検査を拒み、 妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述を せず、若しくは虚偽の陳述をした者(同条第一項 において準用する国家公務員法第十八条の三第一 項 の調査の対象である役員又は役員であった者 を除く。)
- 第六十九条の二 第五十四条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第七十条 第六十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした独立行政法人の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。
- 第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合に は、その違反行為をした独立行政法人の役員は、 二十万円以下の過料に処する。
 - この法律の規定により主務大臣の認可又は 承認を受けなければならない場合において、そ の認可又は承認を受けなかったとき。
 - 二 この法律の規定により主務大臣又は内閣総理大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - 三 この法律の規定により公表をしなければならない場合において、その公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
 - 四 第九条第一項の規定による政令に違反して 登記することを怠ったとき。
 - 五 第三十条第四項の規定による主務大臣の命 令に違反したとき。
 - 六 第三十三条の規定による事業報告書の提出 をせず、又は事業報告書に記載すべき事項を記 載せず、若しくは虚偽の記載をして事業報告書 を提出したとき。
 - 七 第三十八条第四項の規定に違反して財務諸 表、事業報告書、決算報告書若しくは監事の意 見を記載した書面を備え置かず、又は閲覧に供 しなかったとき。
 - 八 第四十七条の規定に違反して業務上の余裕 金を運用したとき。
 - 九 第六十条第一項又は第六十五条第二項の規 定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたと き。
- 第七十二条 第十条の規定に違反した者は、十万円 以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施 行する。

(施行の日=平成一三年一月六日) (名称の使用制限に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にその名称中に独立 行政法人という文字を用いている者については、 第十条の規定は、この法律の施行後六月間は、適 用しない。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行 に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国の無利子貸付け等)

- 第四条 国は、当分の間、独立行政法人に対し、その施設の整備で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の全部又は一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。この場合において、第四十五条第五項の規定は、適用しない。
- 2 前項の国の貸付金の償還期間は、五年(二年以 内の据置期間を含む。)以内で政令で定める期間と する。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定による 貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還 に関し必要な事項は、政令で定める。
- 4 国は、第一項の規定により独立行政法人に対し 貸付けを行った場合には、当該貸付けの対象であ る施設の整備について、当該貸付金に相当する金 額の補助を行うものとし、当該補助については、 当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還 金に相当する金額を交付することにより行うもの とする。
- 5 独立行政法人が、第一項の規定による貸付けを 受けた無利子貸付金について、第二項及び第三項 の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて 償還を行った場合(政令で定める場合を除く。)に おける前項の規定の適用については、当該償還は、 当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。

附 則 (平成一一年法律第一四一号から平成二五 年法律第七八号まで)略

附 則 (平成二五年一一月二二日法律第八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 超えない範囲内において政令で定める日から施行 する。

(独立行政法人通則法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 施行日から起算して一年三月を超えない 範囲内において政令で定める日までの間、原子力 規制委員会に、機構に関する事務を処理させるため、旧独立行政法人原子力安全基盤機構評価委員会(以下この条において「委員会」という。)を置く。

- 2 この法律の施行の際現に前条の規定による改正 前の通則法第十二条第一項の規定により原子力規 制委員会に置かれている独立行政法人評価委員会 は、委員会となり、同一性をもって存続するもの とする。
- 3 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 機構の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 第二条第五項の規定により読み替えて適用 する通則法第三十八条第三項の規定によりそ の権限に属させられた事項を処理すること。
- 4 前項に定めるもののほか、委員会の組織、所掌 事務及び委員その他の職員その他委員会に関し必 要な事項については、政令で定める。